

# 総

# 務



平成29年度 愛媛県公平委員会連合会通常総会（平成29年8月30日）

# 総務

## 1 市 庁 舎

<p>(1) 本庁舎</p> <p>所在地 一宮町一丁目5番1号 ☎65-1234</p> <p>沿革 昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用） 昭和19年5月庁舎開庁 昭和25年11月火災により焼失 昭和27年4月庁舎開庁 昭和27年10月議事堂開設 昭和41年度から庁舎建設基金設置、 具体的検討に着手 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置 昭和53年7月庁舎建設着工 昭和55年1月31日庁舎完成 昭和55年3月3日開庁</p>	<p>敷地面積 2万546.33㎡</p> <p>構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>建築面積 3,607.48㎡</p> <p>延床面積 1万5,235.94㎡</p> <p>建物の高さ 36.4m</p> <p>駐車場 収容台数 約180台(来客用)</p> <p>建設事業費 30億1,000万円(建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円)</p>
--	--

(2) 支所庁舎

区分	上部支所	川東支所	別子山支所
所在地	喜光地町一丁目5番9号 ☎43-6101	松神子一丁目8番20号 ☎46-1180	別子山甲482番地の3 ☎64-2011
敷地面積	1,633.05㎡	1,550.40㎡	1,808.75㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	(992.28㎡の内) 305.50㎡使用	(624.23㎡の内) 101.37㎡使用	581.96㎡
建築年月日	昭和55年3月29日(新築)	昭和54年3月25日(新築) 昭和61年2月12日(増築)	昭和35年(別子小学校弟地分校として新築、昭和41年から別子山村役場として使用) 昭和57年、昭和63年、平成3年(増築)
建設事業費	建設費 1億4,333万円 一部用地取得費 3,404万円	建設費 6,076万円 —	建設費 1億4,965万円 —

(3) 本庁舎案内図

	機 械 室																								
	議 場 傍 聴 席																								
6 階 （議事堂）	議事課	議事課	議事課	議事課	議事課	議員応接室1・2	議員控室	正副議長応接室	正副議長室	協議員全室	委員全室	第1、2、3、4議場													
5 階	情報政策課	企画課	選挙管理委員会	農務局	農務委員会	監査委員	監査委員室	教育課	学校教育課	社会教育課	文化振興課	スポーツ振興課	事務局	教育委員会	市人権擁護課										
4 階	建築指導課	建築住宅課	用地課	道路課	国土調査課	都市計画課	建設部	土地開発公社	面談コーナー	下水道建設課	下水道管理課	環境部	運輸観光課	産業振興課	農林水産課	農地整備課	經濟部								
3 階	記者クラブ	地方創生推進課	財政課	総合政策課	秘書広報課	企画部	副市長室	市長室	行政資料室	参与室	防災安全課	市民部	総務課	人事課	総務部	入札室	契約課	総務部							
2 階	債権管理課	資産課	市民課	収入課	管財課	総務部	福祉部	消費生活センター	市民相談コーナー	面談コーナー	法務局窓口	男女共同参画課	地域コミュニティ課	市民部	環境保全課	ごみ減量課	環境部	別子銅山文化遺産課	企画部	総務部	総務部	分保教	保健室	養育室	
1 階	市民課	市民課	東案内	総合案内	授乳室	キッズコーナー	面談コーナー	生活福祉課	地域福祉課	介護福祉課	子育て支援課	福祉部	福祉部	福祉部	出納室	市役所出張所	伊予銀行新居浜								
地 階						機 械 室			宿直警備室	（休日・夜間受付）		食 店													

(車庫棟)



## 2 市 有 財 産

### (1) 土地建物

(30. 3. 31 現在・単位：㎡)

区 分		土地 (地積)	建 物 延 床 面 積			
			木 造	非 木 造	計	
行政財産	本 庁 舎	25,060	259	20,125	20,384	
	その他の 行政機関	( 消 防 ) 施 設	14,668	27	8,495	8,522
		そ の 他 の 施 設	692,436	168	59,247	59,415
	公 共 用 財 産	学 校	492,034	1,893	168,725	170,618
		公 営 住 宅	227,629	6,094	119,633	125,727
		公 園	883,000	2,555	5,683	8,238
		そ の 他 の 施 設	973,522	5,937	104,727	110,664
小 計		3,308,349	16,933	486,635	503,568	
普通財産	山 林	48,024,607	240	30	270	
	普 通 財 産 ・ そ の 他 一 般	293,600	5,359	26,702	32,061	
	工 業 団 地 臨 海 工 業 用 地	71,789	0	0	0	
	小 計	48,389,996	5,599	26,732	32,331	
合 計		51,698,345	22,532	513,367	535,899	

### (2) 物 権

(30. 3. 31 現在・単位：㎡)

区 分	地 積
地 上 権	67,662
借 地 権	199,258
無 償 借 地 権	104,474
合 計	371,394

### (3) 有価証券

(30. 3. 31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
株 券	132,292

### (4) 出資による権利

(30. 3. 31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
愛媛県漁業信用基金協会	3,150
愛媛県農業信用基金協会	510
(有)別子木材センター	34,880
新居浜市土地開発公社	10,000
(社福)新居浜社会福祉事業協会	1,000
地方公共団体金融機構	8,206
愛媛県信用保証協会	17,903
(公財)愛媛の森林基金	14,618
(公財)えひめ海づくり基金	13,472
(公財)新居浜市文化体育振興事業団	50,000
(公財)えひめ産業振興財団	17,913
(公財)愛媛県国際交流協会	3,789
(一財)日本立地センターテクノポリス債務保証基金	3,135
(公財)えひめ東予産業創造センター	375,905
(公財)愛媛県暴力追放推進センター	11,582
(一財)愛媛県廃棄物処理センター	547
(公財)えひめ農林漁業振興機構	16,834
愛媛県災害ボランティア支援本部	1,818
(公財)愛媛県スポーツ振興事業団	11,624
(公財)愛媛県文化振興財団	3,518
合 計	600,404

(5) 基金 (30.3.31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
特別奨学基金	31,062
奨学資金貸付基金	99,650
青野記念奨学基金	73,461
入学準備金貸付基金	2,162
財政調整基金	4,561,572
土地開発基金	0
体育施設建設基金	693,396
平尾墓園管理基金	99,259
文化振興基金	820,696
寺尾音楽教育振興基金	9,903
減債基金	717,505
図書館図書整備基金	35,822
地域福祉基金	432,588
生活文化まちづくり基金	6,890
国際交流基金	34,188
工藤交通災害遺児修学基金	10,326
ふるさと・水と土保全対策基金	10,115
国民健康保険財政調整基金	335,520
介護給付費準備基金	632,434
浮川健康づくり基金	50,734
公共施設整備基金	1,014,188
別子山振興基金	338,932
災害対策基金	138,232
こども夢未来基金	2,329
合併振興基金	1,722,119
あかがね基金	235,164
環境保全基金	82,268
ものづくり産業振興基金	63,250
美術品購入基金	112,540
合 計	12,366,305

(債権額等含む)

財政調整基金	平成30年5月31日	130,000千円	取崩し
平尾墓園管理基金	平成30年5月31日	11,955千円	取崩し
減債基金	平成30年5月31日	11,888千円	取崩し
地域福祉基金	平成30年5月31日	39,288千円	取崩し
生活文化まちづくり基金	平成30年5月31日	3,500千円	取崩し
国際交流基金	平成30年5月31日	1,651千円	取崩し
国民健康保険財政調整基金	平成30年5月31日	26,173千円	取崩し
公共施設整備基金	平成30年5月31日	304,008千円	取崩し
別子山振興基金	平成30年5月31日	23,047千円	取崩し
合併振興基金	平成30年5月31日	159,338千円	取崩し
あかがね基金	平成30年5月31日	21,936千円	取崩し
環境保全基金	平成30年5月31日	8,594千円	取崩し

### 3 債 権 管 理

地方分権改革により国と地方との役割の抜本的な見直しが進められ、さらなる権限の移譲により自治体が主体的にまちづくりを推進することが可能となってきた。この権限を効果的に施策へ反映するためにはそれに見合う財源が必要であり、これまで以上に経費の節減及び市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について一層の適正管理に向けた方針・手法について検討・実施している。

#### (1) 新居浜市債権管理条例

債権管理の基本は法令遵守であり、地方自治法や各種関係法令、また平成27年度に「市民負担の公平性及び財政の健全性の確保」を目的に制定した新居浜市債権管理条例の規定に従い、市の債権を適正に管理する。

#### (2) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための基本的な考え方を示しており、この計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収対策に努めることにより、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平、公正な市政運営の推進を図ることを目的としている。

#### (3) 強制徴収債権の滞納整理

税外債権で、市税の徴収と同様に自力執行権のある債権については、債権所管課において積極的に滞納整理を行うことができるよう、債権管理課が支援・助言を行っていく。特に公売手続きが必要な案件について、債権所管課から債権管理課が移管引き受けし、債権回収を進めている。

#### (4) 非強制徴収債権の滞納整理

自力執行権のない非強制徴収債権のうち、滞納額及び件数の多いことから指定した重点滞納債権を中心に、債権管理課と所管課との共同処理により、訴えの準備が整った債権から順次強制執行等の法的措置を行い、債権回収を進めている。

(1) 平成28年11月1日 共同処理開始分

(30.3.31 現在)

債権名 (担当課)	共同処理		訴訟提起 件数	回収結果	
	件数	金額		件数	金額
特定健診検診料(国保課)	1件	6,759円	1件	1件	6,759円
診療報酬返還金(国保課)	4	59,019	0	1	11,375
生活保護費返還金(生活福祉課)	3	14,935,026	0	2	344,000
児童扶養手当返還金(子育て支援課)	6	3,135,560	0	4	476,000
放課後児童クラブ実費徴収金(学校教育課)	6	123,000	0	6	123,000
合計	20	18,259,364	1	14	961,134

(2) 平成29年12月20日 共同処理開始分

(30.3.31 現在)

債権名 (担当課)	共同処理		訴訟提起 件数	回収結果	
	件数	金額		件数	金額
市営住宅家賃・共益費(建築住宅課)	7件	3,659,630円	0件	6件	999,840円
奨学金貸付基金貸付金(学校教育課)	2	1,282,000	0	2	64,000
入学準備金貸付基金貸付金(学校教育課)	2	80,000	0	2	80,000
子ども手当返還金(子育て支援課)	2	46,000	0	0	0
し尿処理手数料(環境保全課)	1	3,880	0	1	3,880
合計	14	5,071,510	0	11	1,147,720

## 4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区分		年度			
		27	28	29	
工事請負契約	市内業者	件数	317	360	342 (2)
		金額	5,184,148 (4,223)	5,980,110	5,818,052 (1,759,644)
	市外業者	件数	51 (2)	26	36 (3)
		金額	4,355,677 (4,223)	540,258	4,347,043 (2,273,724)
	小計	件数	368 (2)	386	378 (5)
		金額	9,539,825 (8,446)	6,520,368	10,165,095 (4,033,368)
物品購入契約		件数	2,923	3,254	3,091
		金額	458,741	414,576	237,343

注1：( )内件数は共同企業体

注2：( )内金額は出資比率による。

注3：共同企業体の代表者の方に件数を入れる。

注4：工事請負契約は、水道局及び港務局契約分を含む。

# 5 市 税

(1) 税目・税率等

(30.4.1 現在)

税 目	区 分 ・ 税 率 等			納税義務者	
個人 市民税	均等割	定額 3,500円		57,131人	
	所得割	6.0%		(29年度)	
法 人 市 民 税	均 等 割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 300万円 21社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 175万円 10社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの		年額 41万円 200社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 40万円 27社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの		年額 16万円 149社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 15万円 43社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの		年額 13万円 525社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 12万円 24社	
		上記以外の法人等		年額 5万円 2,560社	
		合 計		3,559社	
法人 税割	$\frac{12.1}{100}$				
軽 自 動 車 税	原動機付自転車		(課税台数)		
	ア	第1種原付50cc以下	年額 2,000円 9,856台		
	イ	第2種原付(乙)50cc超90cc以下	年額 2,000円 1,027台		
	ウ	第2種原付(甲)90cc超125cc以下	年額 2,400円 1,922台		
	エ	ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25KW超0.6KW以下)	年額 3,700円 92台		
	軽自動車及び小型特殊自動車				
	ア	2輪のもの	年額 3,600円 1,135台		
	イ	3輪のもの	(新税率)	年額 3,100円 0台	
			(重課税率)	年額 3,900円 0台	
			(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 4,600円 1台	
			( " 50%軽減)	年額 1,000円 0台	
			( " 25%軽減)	年額 2,000円 0台	
			営業用	(新税率)	年額 3,000円 0台
				(重課税率)	年額 5,500円 4台
				(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 6,900円 1台
				( " 50%軽減)	年額 8,200円 2台
				( " 25%軽減)	年額 1,800円 0台
	乗用のもの	自家用	(新税率)	年額 3,500円 0台	
			(重課税率)	年額 5,200円 0台	
			(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 7,200円 20,116台	
			( " 50%軽減)	年額 10,800円 4,412台	
			( " 25%軽減)	年額 12,900円 6,739台	
	ウ	4輪以上のもの	営業用	(新税率)	年額 2,700円 0台
(重課税率)				年額 5,400円 400台	
(グリーン化特例(軽課)75%軽減)				年額 8,100円 836台	
( " 50%軽減)				年額 3,000円 93台	
( " 25%軽減)				年額 3,800円 21台	
乗用のもの			自家用	(新税率)	年額 4,500円 42台
				(重課税率)	年額 1,000円 0台
				(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 1,900円 0台
				( " 50%軽減)	年額 2,900円 8台
				( " 25%軽減)	年額 4,000円 4,891台
エ	農耕作業用自動車	(新税率)	年額 5,000円 1,423台		
		(重課税率)	年額 6,000円 3,836台		
		(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 1,300円 0台		
		( " 50%軽減)	年額 2,500円 0台		
		( " 25%軽減)	年額 3,800円 75台		
		オ	ボートトレーラー	年額 2,400円 95台	
		カ	その他のもの	年額 3,600円 29台	
キ	2輪の小型自動車	年額 5,900円 102台			
			年額 6,000円 1,606台		
			計 58,764台		

税目	区 分 ・ 税 率 等	納税義務者
市たばこ税	1,000本につき5,262円(旧3級品以外) 1,000本につき4,000円(旧3級品)	6社
入湯税	1人1日について150円	1社
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$ (償却資産含む)	48,801人
都市計画税	$\frac{0.28}{100}$	34,991人
特別土地保有税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$	—

(2) 納税義務者数(課税状況調)

市民税

ア 個人

(29.7.1現在・単位:人)

区分	年	25	26	27	28	29
普通徴収		14,005	12,433	8,317	7,486	8,770
特別徴収(給与)		31,897	34,052	39,099	39,720	39,158
特別徴収(年金)		11,181	10,122	9,187	9,640	9,277
計		57,083	56,607	56,603	56,846	57,205

イ 法人

(29.7.1現在・単位:社)

区分	年	25	26	27	28	29
法人均等割納税義務者数		3,414	3,463	3,497	3,547	3,559

(3) 固定資産概要調書

ア 土地

(30.4.1現在)

区分	地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	計
地積	評価総地積(m <sup>2</sup> )	8,002,396	6,108,840	24,891,229	27,335	60,403,141	103,857	4,010,210	103,547,008
	法定免税点以上(m <sup>2</sup> )	7,146,367	4,821,370	24,705,134	19,429	57,908,126	71,524	3,900,431	98,572,381
決定価格	総額(千円)	1,462,878	1,345,720	479,729,381	51,617	916,183	3,182	29,025,147	512,534,108
	法定免税点以上(千円)	1,386,279	1,298,554	478,118,341	51,382	876,838	2,251	28,839,344	510,572,989
課税標準額(千円)		1,161,289	964,765	194,404,062	35,792	876,838	2,091	19,817,318	217,262,155
筆数	評価総筆数	13,151	12,307	115,264	32	8,797	212	10,204	159,967
	法定免税点以上	11,538	9,144	112,707	24	6,836	159	8,493	148,901
単価 当り 価格	平均価格(円/m <sup>2</sup> )	182	220	19,273	1,888	15	31	7,238	4,950
	最高価格(円/m <sup>2</sup> )	39,322	49,818	80,879	14,016	48	8,604	71,379	80,879

イ 家屋

(30.4.1現在)

区 分	総 数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構 成 ( $\frac{B}{A}$ )	
納 税 義 務 者 (人)	43,450	4,325	39,125	90.05	
棟 数	木 造	55,070	4,978	50,092	90.96
	木造以外	19,298	276	19,022	98.57
	計	74,368	5,254	69,114	92.94
床 面 積 (m <sup>2</sup> )	木 造	4,745,717	280,068	4,465,649	94.10
	木造以外	4,593,516	5,947	4,587,569	99.87
	計	9,339,233	286,015	9,053,218	96.94
決定価格 (千円)	木 造	93,087,750	379,155	92,708,595	99.59
	木造以外	149,528,672	20,470	149,508,202	99.99
	計	242,616,422	399,625	242,216,797	99.84
単価当り 価格 (円/m <sup>2</sup> )	木 造	19,615	1,354	20,760	—
	木造以外	32,552	3,442	32,590	—



ウ 償却資産

(30.4.1 現在)

区 分	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			課税標準の特例 規定の適用を受 けるもの	左記以外のもの	
市決 長定 がし 価た 格も をの	構 築 物	36,433,258	35,714,331	403,377	35,310,954
	機 械 及 び 装 置	99,419,414	96,781,876	2,218,757	94,563,119
	船 舶	2,715,812	1,395,249	1,320,564	74,685
	車 両 及 び 運 搬 具	648,615	648,615	0	648,615
	工 具 器 具 備 品	14,444,960	14,413,545	23,367	14,390,178
	小 計 (イ)	153,662,059	148,953,616	3,966,065	144,987,551
法 第 三 六 九 条 係	総 務 大 臣	30,099,979	27,035,675		
	県 知 事	56,302	56,141		
	小 計 (ロ)	30,156,281	27,091,816		
合 計 (イ) + (ロ)	183,818,340	176,045,432			

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況 (滞納繰越分含む)

(単位：千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
25	19,726,814	18,902,720	95.82 %
26	19,581,696	18,920,673	96.62
27	19,855,434	19,264,958	97.03
28	19,167,450	18,628,883	97.19
29	19,622,272	19,170,546	97.70

イ 平成29年度税目別収納状況

(単位：千円)

税 目	調 定 額	収 納 額	収 納 率	
市 民 税	個 人	5,840,004	5,708,409	97.75
	法 人	2,207,818	2,200,213	99.66
	小 計	8,047,822	7,908,622	98.27
固 定 資 産 税	9,153,356	8,901,139	96.71	
交 付 金	11,570	11,570	100.00	
特 別 土 地 保 有 税	0	0	—	
軽 自 動 車 税	389,585	362,322	93.00	
市 た ば こ 税	808,008	808,008	100.00	
入 湯 税	554	554	100.00	
都 市 計 画 税	1,211,377	1,178,331	97.27	
総 計	19,622,272	19,170,546	97.70	

(5) 納税貯蓄組合

区分	年度	25	26	27	28	29
組 合 数		24	23	22	21	19
課 税 者 数 (人)		1,292	1,230	1,205	1,141	—
期 限 内 納 付 額 (千円)		128,420	119,973	111,324	111,725	—
市税調定額(県民税含む) (千円)		129,650	122,550	112,255	112,601	—
納 付 率 (%)		99.05	97.90	99.17	99.22	—

## 6 職 員

### (1) 職員数

(30.4.1 現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市長事務部局	638	399	223	1		623
水道局	45	18	19			37
消防長の事務部局	134	134				134
議会の事務部局	10	9				9
教育委員会の事務部局	45	35	3		7	45
その他の教育機関	64	7	9	25	7	48
選挙管理委員会の事務部局	4	3				3
監査委員の事務部局	3	3				3
農業委員会の事務部局	7	6				6
派遣職員	6	2				2
合 計	956	616	254	26	14	910

注1：実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2：新居浜市職員定数条例（抜粋）

（定数外の職員）

第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

### (2) 一般行政職の級別職員数の状況

(30.4.1 現在)

区 分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
代表的な職名	部長	次長	課長 主幹 技幹	副課長	係長 主査	主任	上級主事	主事	
職員数(人)	9	32	58	91	156	54	60	51	511
構成比(%)	1.8	6.3	11.4	17.8	30.5	10.6	11.7	9.9	100.0

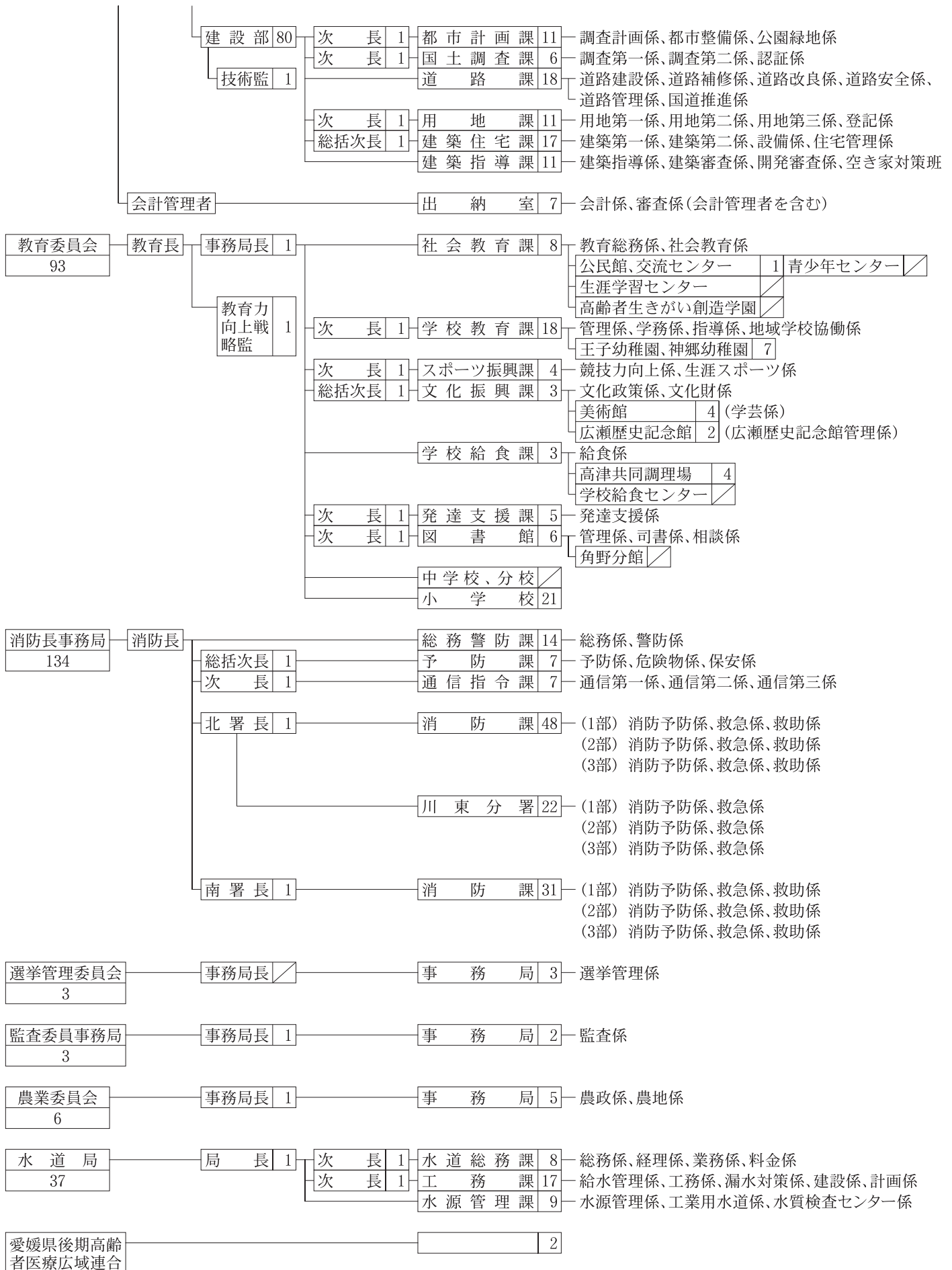
注1：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

注2：再任用職員(短時間は除く。)を含む。

# 7 行政機関と職員数

(30.4.1 現在)

議会 9	事務局長 1	議事課 8	庶務係、議事係、調査係		
市長 623	副市長	企画部 50	次長 1	総合政策課 9	政策調整係、企画統計係、行政改革推進係
		(総括)	次長 1	秘書広報課 7	秘書係、広報係、広聴係
		地方創生推進監 1	次長 1	財政課 8	財務調整係、財政情報係
			次長 1	情報政策課 6	システム開発係、システム管理係、情報化推進係
		技術監 1	次長 1	別子銅山文化遺産課 2	保存活用係、整備推進係
				地方創生推進課 3	ブランド戦略推進係、移住定住推進係
				港湾管理課 8	管理係、計画係、建設係
		総務部 96	総括次長 1	総務課 6	法制係、事務管理係
			次長 1	人事課 13	人事係、給与係、研修厚生係、健康管理係
				契約課 6	契約係、工事検査班
				管財課 7	財産係、財産整理係、車両係
			次長 1	市民税課 15	税制係、市民税係、諸税係
				資産税課 21	土地係、家屋係、償却資産係
				収税課 19	納税管理係、収税係
				債権管理課 3	債権管理係
				市史編さん室 2	市史編さん係
		福祉部 223	次長 1	地域福祉課 13	地域福祉係、障がい福祉係、障がい支援係
		(総括)		生活福祉課 18	援護第一係、援護第二係、自立支援係
		健康子育て推進監 1		介護福祉課 20	介護総務係、事業所指導係、介護保険料係、介護認定係、高齢福祉係
				地域包括支援センター 11	(相談支援係、ケアマネジメント係、介護予防係)
			次長 1	子育て支援課 12	保育係、支援係、給付係
				清光寮 1	保育園 88
			次長 1	国保課 24	賦課係、徴収係、給付係、医療費適正化係、後期高齢者医療係
				保健センター 22	健康推進係、成人・精神保健係、母子保健係、感染症予防係、医療対策係
				子育て世代包括支援センター 1	(子育て応援係)
				東新学園 9	管理係、指導第一係、指導第二係
		市民部 53		地域コミュニティ課 6	協働推進係、地域交流係
			総括次長 1	消費生活センター 2	(消費者行政係)
				防災安全課 5	危機管理係、防災情報係、安全対策係
				人権擁護課 4	人権擁護係、人権啓発係
				瀬戸会館 1	大島教育集会所 1
				男女共同参画課 3	男女共同参画係、相談支援係
				市民課 25	庶務係、窓口係、記録係、住居表示係、国民年金係
				上部支所 3	市民係
				川東支所 3	市民係
		環境部 61	総括次長 1	環境保全課 10	環境政策係、環境衛生係、墓地管理係
				ごみ減量課 9	ごみ業務係、ごみ減量係、まち美化係
				環境施設課 3	施設整備係
				清掃センター 4	(清掃センター管理係)
				最終処分場 1	
				衛生センター 3	(衛生センター管理係)
				下水道管理課 10	総務係、経理係、業務係
			次長 1	下水処理場 3	(下水処理場管理係)
				下水道建設課 15	計画係、公共下水道係、河川水路係、維持管理係
		経済部 53		産業振興課 10	商工係、企業立地係、労政係
		(総括)		運輸観光課 16	運輸企画係、観光物産係、渡海船係
		産業戦略監 1	次長 1	農林水産課 11	農政係、漁政係、林政係、鳥獣対策係
			次長 1	農地整備課 7	管理係、土地改良係、法定外公共物係
				別子山支所 5	総務係、市民係、経済係



## 8 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職 名	27. 4 改正 27. 4 適用	28. 4 改正 28. 4 適用	28.12 改正 29. 7 適用
市 長	955,000	956,000	956,000
副 市 長 ( 統 括 )	779,000	780,000	780,000
副 市 長 ( 特 命 )	682,000	683,000	683,000
監 査 委 員	441,000	442,000	442,000
固 定 資 産 評 価 員	—	—	—
教 育 長	657,000	658,000	658,000
教 育 委 員 会 委 員	126,100	126,100	126,100
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	22,900	22,900	22,900
選 挙 管 理 委 員	20,900	20,900	20,900
選 挙 管 理 委 員 補 充 員	14,100	14,100	14,100
監 査 委 員 ( 非 常 勤 )	250,900	250,900	250,900
監 査 委 員 ( 議 会 選 任 )	52,100	52,100	52,100
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	14,100	14,100	14,100
公 平 委 員 会 委 員 長	15,600	15,600	15,600
公 平 委 員 会 委 員	15,600	15,600	15,600
農 業 委 員 会 会 長	62,700	62,700	62,700
農 業 委 員 会 会 長 代 理	49,100	49,100	49,100
農 業 委 員 会 委 員	44,200	44,200	41,700
農 業 委 員 会 部 会 長	49,100	49,100	—
選 挙 長	19,800	19,800	19,800
開 票 管 理 者 及 び 投 票 所 の 投 票 管 理 者	18,200	18,200	18,200
開 票 立 会 人、選 挙 立 会 人 及 び 投 票 所 の 投 票 立 会 人	14,100	14,100	14,100
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 出 頭 し た 選 挙 人、 そ の 他 関 係 者	9,000	9,000	9,000
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 公 聴 会 に 参 加 し た 者 の 実 費 弁 償	9,000	9,000	9,000

注 1：平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(統括)及び副市長(特命)とした。

注 2：一般職の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、報酬を支給しないこととした。

注 3：平成28年12月に改正した農業委員会委員の報酬額は、従前の例により在任する委員の任期満了の日の翌日から適用する。

部会の廃止に伴い、農業委員会部会長の報酬を廃止する。

## (2) 職員給与

## ア 補職別平均給料

(30.4.1 現在)

区分 補職	人員 人	給料 円	勤続年数		年齢		最 高				最 低					
							給料 円	勤続年数		年齢		給料 円	勤続年数		年齢	
								年	月	歳	月		年	月	歳	月
部長相当職	11	452,173	35	11	58	7	456,700	36	1	58	0	444,800	35	1	57	1
次長相当職	39	424,423	33	7	56	5	434,300	36	1	58	8	424,500	30	1	54	10
課長相当職	43	403,314	32	4	55	2	409,100	37	1	55	3	400,200	35	1	58	6
主・技幹相当職	38	401,839	32	8	54	9	407,800	41	1	59	11	399,700	23	1	48	3
副課長相当職	139	386,663	28	5	51	1	392,600	40	1	58	5	377,800	26	1	49	7
係長相当職	164	362,246	22	5	44	7	380,600	40	1	58	3	338,800	16	1	38	2
主査相当職	119	357,213	24	1	45	5	380,600	34	11	59	11	323,800	15	1	37	7
主任相当職	107	285,694	12	8	36	10	349,600	22	1	45	0	258,100	9	1	31	0
主事相当職	217	209,322	4	0	28	10	303,800	32	1	52	3	147,100	0	1	18	0
技能労務職	26	364,565	27	8	55	11	380,600	34	1	59	6	357,700	26	1	44	9
教育職	7	419,687	27	11	51	5	433,082	32	9	56	3	396,841	25	1	48	7
計	910	327,704	19	9	43	0										

## イ 初任給

初級（高校卒）	行政職	147,100円
中級（短大卒）	”	159,800円
上級（大学卒）	”	179,200円

## ウ ラスパイレス指数

年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
指数	101.5	101.6	101.9	101.4	109.2	108.5	99.9	99.9	100.0	99.6
					参考値 100.9	参考値 100.3				

注1：ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

注2：「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

## (3) 旅費

(単位：円)

区分	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
1. 市長等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2. 行政職給料表 4級以上の職務にある者	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3. 行政職給料表 3級以下の職務にある者	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

- 備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅行する場合若しくは公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合であって、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。

## 9 職 員 研 修

### 職員研修実施内容（平成29年度）

#### (1) 基本研修

研修名	対象者	研修内容	受講者数	日数	会場・講師等
第1部	29年4月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。また、新居浜市の発展基礎となった別子銅山の歴史と現存する産業遺産について理解を深める。	31人	計9日	前期 大会議室 アビリティセンター(株) 白石香里、高岡智望 庁内講師  3市合同研修 新居浜市 マリパーク新居浜 ほか  中期 大会議室 アビリティセンター(株) 各所属長 庁内講師  後期 マリパーク新居浜 愛媛大学 仲道雅輝 庁内講師  産業遺産研修 別子銅山記念館ほか
第2部	採用後1年 経過職員	新居浜市発展の礎である別子銅山の産業遺産を訪ね住友との共存共栄について理解を深める。また、職務を遂行する上に必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。(施設体験研修を含む)	25人	計6日	産業遺産研修 旧別子ほか  施設体験事前研修 5階大会議室 特別養護老人ホームふたば荘 白石正 社会福祉協議会 田中美枝、川口恵里奈 庁内講師  特別養護老人ホーム1日間体験研修 特別養護老人ホームふたば荘ほか5施設  合同研修 コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。(施設体験研修を含む)	14人	1日	イオン新居浜会議室 コミュニティ防災センター イオン教育リーダー、庁内講師ほか
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則的な知識を体系的に理解させる。	10人	1日	大会議室 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	18人	1日	大会議室 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。また、人事考課者となるため、その基本を習得する。	18人	2日	マリパーク新居浜 (一社)日本経営協会 阪口武
第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。	22人	2日	マリパーク新居浜 愛媛大学 仲道雅輝
第8部	課長、主幹、 技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。	16人	1日	大会議室 学校法人 追手門学院 秦敬治

## (2) 特別研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
特別研修 「自治大学校eラーニング研修」	希望職員	8人	1日	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「臨時・非常勤職員研修」	窓口担当及び市民対応の 多い臨時・非常勤職員	57	2	大会議室 庁内講師
特別研修 「政策形成研修」	採用後2年経過後職員	25	3	大会議室 行政マネジメント研究所 兼松方彦 日本経営協会 今井和興
特別研修 「シティブランド戦略研修」	全職員	636	4 (8班)	コミュニティ防災センター 庁内講師
特別研修 「人物試験評価者研修」	職員採用試験面接官 人事担当者 ほか	19	1	大会議室 日本人事試験研究センター 長田好美
特別研修 「市町男女共同参画講座」	部局長、総括次長、次長 課所室長	30	1	コミュニティ防災センター えひめ女性財団 理事 越智やよい
特別研修 「技術職員研修」	技術職員	120	4	大会議室 庁内講師
特別研修 「スキルアップ研修(選択研修)」	希望職員(主事級及び主任級)	86	4	庁舎会議室 庁内講師
特別研修 「安全運転講習」	受講が必要と思われる者	14	7	新居浜自動車教習所
特別研修 「地域活性化研修」	希望職員	26	1	リーガロイヤルホテル新居浜 2階 伊予の間 日独産業協会理事長 ゲアハルト ヴィースホイ
特別研修 「eラーニング講座 制度運用篇コース」	希望職員	16	1	庁内LAN接続パソコン
OA研修 情報セキュリティ(eラーニング) 情報セキュリティ一般コース	全職員(4年間に分けて 実施) 第4年度	340	1	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「ブランド&広報 戦略研修」	全職員 (課長級以上は必須)	318	1 (2班)	コミュニティ防災センター 近畿大学 総務部広報室長 加藤公代
特別研修 「職員の綱紀粛正等職場研修」	全職員	全職員	1	各職場
特別研修 「情報セキュリティ等職場研修」	全職員	全職員	1	各職場
特別研修 「イクボス研修 ~働き方改革は生き方 改革~」	①部局長・総括次長、次 長、各課所長 ②希望職員	76	1	コミュニティ防災センター ファザーリング・ジャパン 代表理事 安藤哲也
特別研修 「ライフデザイン研修」	希望職員(女性)	23	1	コミュニティ防災センター FPM-α 三好美穂子 庁内講師
特別研修 「人事評価(面談)研修」	主・技幹以上の職員	90	1 (2班)	コミュニティ防災センターほか (一社)日本経営協会 山口貞利



## (3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
地区別人権・同和教育懇談会	全職員	791 <sup>人</sup>	6月～ 7月 <sup>日</sup>	各校区内公民館、自治会館ほか
人権・同和教育主催者養成研修 (第3回)	主催者	39	1	大会議室
人権クロスミーティング(基礎編)	平成27、28年度 新規採用職員	42	1	コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング(指導者編)	主査、副課長昇 任職員	34	1	コミュニティ防災センター
人権・同和教育職場研修	全職員	全職員	1月～ 2月	各職場

## (4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
住民税課税事務	庁内人選	2 <sup>人</sup>	11 <sup>日</sup>	千葉市
人材育成の企画と実践	庁内人選	1	9	千葉市
法令実務能力の向上B(応用)	庁内人選	1	11	千葉市
災害に強い地域づくりと危機管理	庁内人選	1	9	千葉市
自治体財政運営講座	庁内人選	1	9	千葉市
固定資産課税事務(土地)	庁内人選	1	11	千葉市
固定資産課税事務(家屋)	庁内人選	1	11	千葉市
行政と教育の連携による地域づくり	庁内人選	1	5	千葉市
使用料等の滞納債権の回収強化	庁内人選	1	5	千葉市
管理職をめざすためのステップアップ	庁内人選	3	5	千葉市
住民窓口サービスの向上	庁内人選	1	5	千葉市

## (5) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
住民と協働によるまちづくり	庁内人選	1 <sup>人</sup>	5 <sup>日</sup>	大津市
行政不服審査法	庁内人選	1	3	大津市
行政評価を核とするマネジメント	庁内人選	1	3	大津市
地域住民の防災力向上	庁内人選	1	3	大津市
自治体の自立的な財政運営	庁内人選	1	3	大津市
使用料等の債権回収	庁内人選	1	5	大津市
滞納整理の実践と徴収マネジメント	庁内人選	1	5	大津市
人事評価制度とその運用の実際	庁内人選	1	5	大津市
社会福祉法人制度改革と自治体実務	庁内人選	1	3	大津市
食と農と福祉の連携による地域の活性化	庁内人選	1	3	大津市
自治体の中小企業支援	庁内人選	1	3	大津市
自治体職員のためのデータ分析の基本	庁内人選	1	3	大津市
オープンデータ、ビッグデータ等を活用した自治体政策	庁内人選	1	3	大津市
事例とケースメソッドで学ぶ組織運営	庁内人選	2	5	大津市
提案を実現するための技法	庁内人選	2	3	大津市
学習する組織を目指して	庁内人選	1	3	大津市

## (6) 愛媛県研修所

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
経営分析基礎	庁内人選	2 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	松山市
コミュニケーション	庁内人選	1	2	松山市
文章力向上	庁内人選	3	2	松山市
政策形成理論	庁内人選	2	2	松山市
女性ワークライフサポート	庁内人選	2	2	松山市
地方自治法	庁内人選	4	2	松山市
住民ニーズ調査実践	庁内人選	2	2	松山市
業務効率向上	庁内人選	1	2	松山市

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
RESAS	庁内人選	2 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	松山市
タイムマネジメント	庁内人選	1	2	松山市
自治体法務検定受検	庁内人選	1	1	松山市
法制執務	庁内人選	2	2	松山市
ファシリテーション	庁内人選	1	2	松山市
折衝力交渉力	庁内人選	1	2	松山市
部長級・次長級セミナー	庁内人選	1	1	松山市
市町課長級研修(第38期)	庁内人選	1	2	松山市
市町係長研修(第77期)	庁内人選	1	4	松山市
県・市町中堅職員研修(第26期)	庁内人選	2	4	松山市
土木職員技術職員研修(後期)	庁内人選	1	3	松山市
メンタルヘルス講座	庁内人選	1	2	松山市

(7) 消 防

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県消防学校「初任教育」	担当者	4 <sup>人</sup>	171 <sup>日</sup>	松山市
愛媛県消防学校「救助科」	担当者	2	32	松山市
愛媛県消防学校「救急科」	担当者	5	54	松山市
愛媛県消防学校「警防科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「機関員運転講習」	担当者	2	2	松山市
愛媛県消防学校「救急救命士に対する追加講習」	担当者	4	5	松山市
愛媛県消防学校「初級幹部科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「大規模災害対策講習」	担当者	2	4	松山市
愛媛県消防学校「予防査察科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「火災調査科」	担当者	1	15	松山市
救急救命士養成研修	担当者	1	193	北九州市
指導救命士研修	担当者	1	41	北九州市

## (8) 自治大学校

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治大学(第2部課程)第179期	庁内人選	1 <sup>人</sup>	74 <sup>日</sup>	東京

## (9) 全国建設研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
建設設備工事監理	担当者	1 <sup>人</sup>	5 <sup>日</sup>	小平市
建築リニューアル	担当者	1	4	小平市
アセットマネジメント	担当者	1	4	小平市
コンクリート構造物の維持管理	担当者	1	4	小平市

## (10) 日本下水道事業団

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
実施設計コース 管きょ設計Ⅱ	担当者	1 <sup>人</sup>	18 <sup>日</sup>	戸田市

## (11) 日本経営協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
新任担当者の為の秘書業務	担当者	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	大阪
行政不服審査法実務講座	担当者	1	2	福岡市

## (12) 日本環境衛生センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
日本環境衛生センター「最終処分コース」	担当者	1 <sup>人</sup>	11 <sup>日</sup>	大野城市

## (13) 日本広報協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
広報基礎講座 京都セミナー2017	担当者	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	東京
2017写真セミナー	担当者	1	3	京都

## (14) NPO関連研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
全国地域づくり人材塾 in 福岡	担当者	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	福岡市

## (15) 愛媛県等派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	5 <sup>人</sup>	365 <sup>日</sup>	愛媛県等

## (16) 人権教育

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
全国人権・同和教育研究大会	庁内人選	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	島根

## (17) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
企画総務委員会所管事務調査同行	担当者	1 <sup>人</sup>	4 <sup>日</sup>	函館市ほか
福祉教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	札幌市ほか
市民経済委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	仙台市ほか
環境建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	苫小牧市ほか
都市基盤整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	北上市ほか
地方創生特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	帯広市ほか
防災・災害対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	芽室町ほか
議会運営委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	那覇市

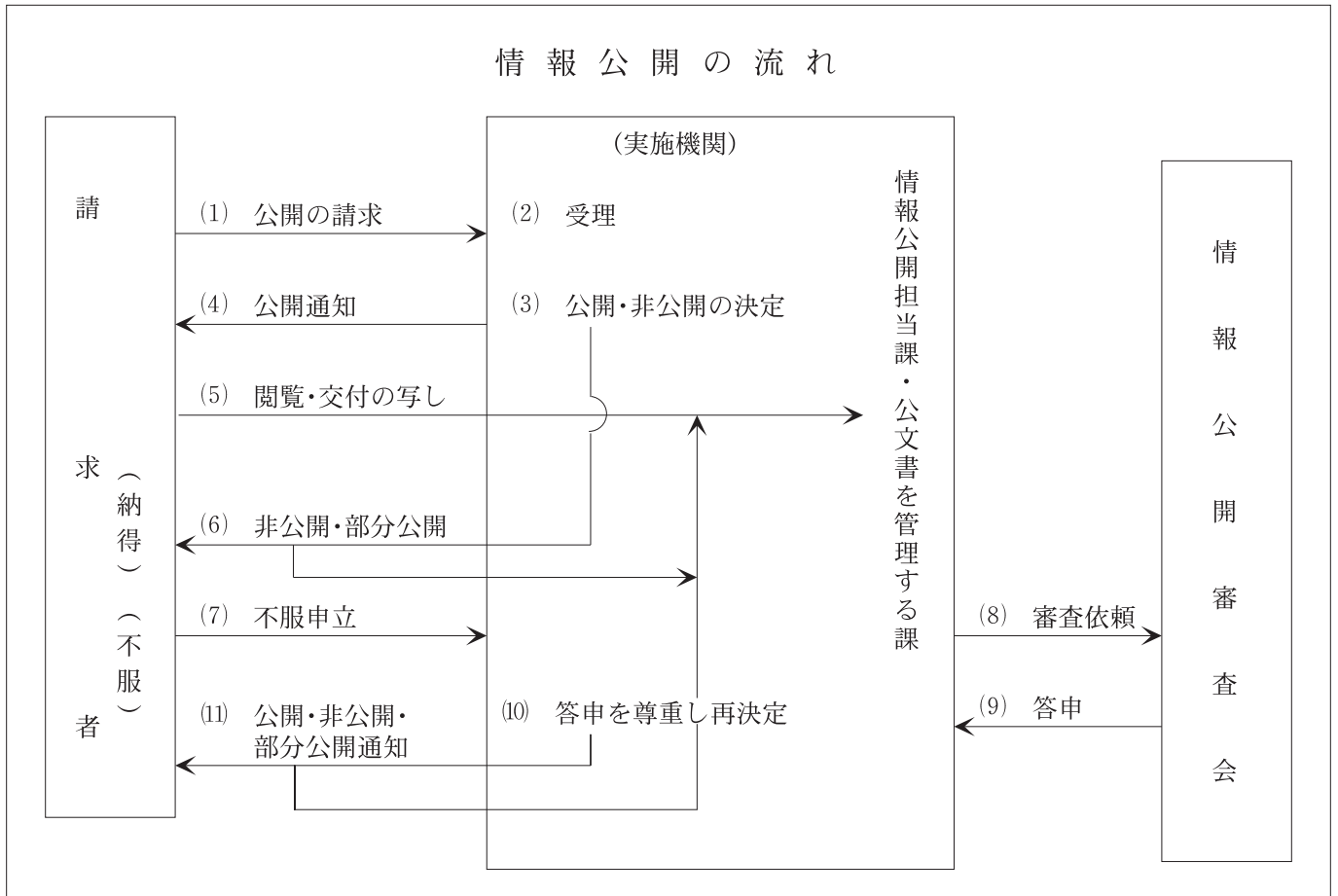
## (18) その他

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
全国地方公共団体採用試験担当者交流セミナー	担当者	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	東京
四国自治体・中堅職員交流研修	希望者	2	2	高松市
第40回 RYLAセミナー	庁内人選	3	2	小豆郡土庄町
都市基盤整備促進特別委員会付議事件調査同行 (研修)	担当者	1	4	北上市ほか

# 10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の市政に対する理解を深め、公正で開かれた市政を推進するために、市が持っている行政情報(公文書)を広く公開・提供するもので、平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

## (1) 情報公開の請求から公開までの手続き



## (2) 審査請求

非公開の決定等に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長等に対して、審査請求をすることができる。

この場合、市長等は、公正な判断を行うため学識経験者で組織する「新居浜市情報公開審査会」に諮問し、その意見を尊重して公開するかどうかを裁決することになる。

## (3) 情報公開制度の運用状況

新居浜市情報公開条例では、資料(公文書)について、誰でも情報公開請求ができることとしている。

表(1) 公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	28		29	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	20	7	34	18
部分公開	17	6	10	2
非公開	2	0	2	1
不存在	1	1	0	0
却下	0	0	1	0
審査請求	0	4	0	0
合計	40	18	47	21

注：実施機関とは、市長(水道局を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

## 11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、プライバシーの保護等個人の権利利益を保護するため、市における個人情報の収集、利用、管理等、個人情報の適正な取扱いを定めるとともに、自己情報の開示、訂正又は利用停止の権利を保障するもので、平成19年度に新居浜市個人情報保護条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

### (1) 対象情報及び個人情報取扱事務の届出

個人に関する情報が対象となり、電算処理情報に限らず、手作業による処理情報を含む全ての個人情報を対象とする。市で個人情報を取り扱う事務については、届出制とし、市長が一元管理し、届出された個人情報取扱事務は、行政資料室において一般の閲覧に供している。

### (2) 個人情報の収集

個人情報の収集は、本人からの収集を原則としている。ただし、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は出版、報道等により公にされているときなどは例外とする。また、思想信条等の要注意情報については、行政事務執行上やむを得ない場合を除き、収集しないことにしている。

### (3) 個人情報の利用及び提供

個人情報は、個人情報取扱事務の目的内で利用又は提供することを原則としている。目的外に利用又は提供する場合は、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は緊急かつやむを得ないときなどに限る。

### (4) 自己情報の開示の請求及び訂正又は利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人に限り自己に係る個人情報の開示及び訂正、利用停止の請求ができる。

### (5) 審査請求

個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定等に不服があるときは、審査請求をすることができる。

この場合、公正な判断を行うため、個人情報保護制度の重要な事項に対して審議するため学識経験者で組織する「新居浜市個人情報保護審議会」に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

### (6) 個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の運用状況とともに市政だよりで毎年1回公表している。平成29年度実施機関における個人情報取扱事務件数は、571件である。

表(1) 自己に係る個人情報請求の実施機関別件数と処理状況

申請 (申出)区分 実施機関	28		29	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
開示	1	0	5	2
部分開示	4	0	1	2
不開示	0	0	0	0
不存在	0	0	0	0
取下げ	0	0	0	0
審査請求	0	0	0	0
合計	5	0	6	4

## 12 市 史 編 さ ん

新居浜市では、これまでに昭和37年と昭和55年の2回、『新居浜市史』を発行している。

前回の市史の発行からはすでに40年近くが経過しており、これまでの間に新居浜市を取り巻く状況は大きく変化してきた。この間に積み重ねられてきた歴史を総括するとともに、新たに発見された事実をもとに新居浜市の過去から現在までの姿を後世に伝えることは、行政のみならず、未来の新居浜市民にとって大切な取り組みである。

このような認識のもと、市制施行80周年を迎えた平成29年度に、教育委員会事務局図書館に市史編さん準備係を置いて準備を進め、平成30年度から総務部に市史編さん室を置き、市史編さん事業を本格的に開始することとした。